

## 国の機関との共同研究や国プロ等における大企業との共同研究に際しての留意点

## 【問題の所在】

契約書ひな形に係る議論の中でも論点となったように、各社が異なる要素技術を持ち込んで共同開発を行う場合、秘密情報のコンタミネーションの問題に留意する必要があります。これまで助言をしてきた技術力の高い中小企業が国の機関との共同研究や国プロ等における大企業との共同研究への参加を検討した際、関係者が提示してくる NDA の文言が、秘密情報の「開示者」基準でいずれの当事者の秘密情報となるかが決まる内容となっている例が散見されました。コンタミネーションの懸念からこうした NDA の文言の修正が出来ないのであれば、当該共同研究への参加を見送るべきであると助言した例も複数ございます。

## &lt;コンタミネーションの問題が懸念される記載例&gt;

## 第〇条（秘密情報）

本契約における「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上又は営業上の情報、本契約の存在及び内容その他一切の情報をいう。

ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- ① 開示を受けたときに既に保有していた情報
- ② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③ 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報
- ⑤ 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

## 【改善に向けた意見】

こうした点について十分な検討がなされないまま、共同研究に参加している中小企業も少なくないと思われます。事前に保護すべき秘密情報の範囲の検討や出願の是非・内容についても戦略的に検討を行う必要があります。今回検討した契約書ひな形の周知・普及と併せて、高度な技術開発を目的とする国プロ等の公正・活発な活動を支えるには、それに応じた仕組みを設計する高度な法的なサービスが必要と思われますので、中小企業への注意喚起、専門家相談の機会等を増やすことが必要ではないかと思われます。

以上